

気候変動下における防災・減災、国土強靱化に向けた
流域治水の加速化・深化、自分事化に関する
提言書

～地域の持続的・安定的な発展に向けて～



令和6年9月

命と^{くらし}生活を守る新国土づくり研究会

気候変動下における防災・減災、国土強靱化に向けた 流域治水の加速化・深化、自分事化に関する提言書

令和6年1月1日に石川県で震度7を観測した能登半島地震では、火災による「複合災害」や津波、広範囲の液状化、456件の土砂災害等により、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、兵庫県等において、死者・行方不明者344名、住家の全壊6,273棟、半壊20,892棟となる甚大な被害が発生した。

7月10日から14日にかけては、梅雨前線が停滞して大雨となり、島根県、愛媛県、鹿児島県等において、2水系4河川での氾濫、9件の土砂災害等により、死者3名、住家被害56棟となる甚大な被害が発生した。

7月24日から26日にかけては、梅雨前線が停滞して大雨となり、秋田県、山形県等において13水系39河川での氾濫、66件の土砂災害等により、死者3名、住家被害1,420棟となる甚大な被害が発生した。

8月12日から13日にかけては、台風第5号が岩手県大船渡市付近に上陸して大雨となり、岩手県等において、2水系3河川での氾濫、1件の土砂災害等により、住家被害15棟となる被害が発生した。

8月29日から9月1日にかけては、台風第10号が鹿児島県薩摩川内市付近に上陸して大雨となり、岩手県、埼玉県、岐阜県、愛知県、広島県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県等において、29水系40河川での氾濫、98件の土砂災害等により、死者8名、住家被害2,379棟となる甚大な被害が発生した。

このように、激甚な被害をもたらす自然災害が毎年のように全国で繰り返し発生している状況であり、今後、気候変動の影響により、水災害はますます頻発化・激甚化することが危惧される。

加えて、今後30年以内に70～80パーセントの確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震や内陸部における直下型地震等、一度発生すれば、極めて甚大な被害が予測される地震や津波の発生も危惧されている。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成30年度からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、令和2年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が創設され、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、取組を加速化・深化させるため、追加的に必要となる事業を重点的かつ集中的に実施しているところである。

また、国土交通省では、気候変動の影響による降雨量の増大等を踏まえ、ハード整備の加速化・充実に加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、令和3年度に特定都市河川浸水被害対策法等の改正の「流域治水関連法」の整備を行うとともに、「流域治水」の本格的実践に必要な新規制度・施策を創設している。

近年、全国各地で自然災害が頻発化・激甚化する中、気候変動による水災害リスクの増大に対応するためには、治水計画を気候変動の影響を考慮したものに見直すとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及びそれ以降も継続的・安定的な治水予算の確保による堤防、遊水地、ダム、砂防施設等の整備の加速化、特定都市河川の指定等による雨水貯留浸透施設の整備や、水災害リスクの低い地域への居住誘導や住まい方の工夫など、国、都道府県、市町村、地域の企業、住民の方々が、流域全員で水災害に立ち向かう「流域治水」を本格的に実践し、早期の治水安全度の向上を図る必要がある。

また、住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的な行動に移す「流域治水の自分事化」に加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進していく必要がある。

ついては、「命と生活を守る新国土づくり研究会」の総意に基づき、次の事項について強く要望する。

(1 資材価格の高騰や賃金水準の上昇も考慮した「流域治水」推進のための財源確保)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用した事前防災対策の推進に加え、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を実践し、さらに深化を図るため、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な対策が推進できるよう予算・財源を例年以上の規模で確保すること。また、引き続き地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮するとともに、予算については円滑な執行が図られるよう、弾力的な措置を講ずること。

(2 国土強靱化実施中期計画の策定、5か年加速化対策以降の継続的・安定的な取組の推進、調査・設計への支援)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の目標の確実な達成に向けて、令和6年度において、物価高騰等も踏まえて例年を大きく上回る必要・十分な補正予算を編成すること。

また、継続的・安定的に対策を進めるためにも、令和7年度当初予算についても十分な予算を確保すること。

さらに、令和6年能登半島地震も踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」以降も継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画をできるだけ早期に、必要な事業規模と期間を盛り込んで策定すること。

また、事業採択前に必要な調査・設計などの多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

(3 個別補助事業の予算確保)

短期間に多額の事業費を要する事業について、計画的かつ着実に進められるよう、令和元年度創設の大規模特定河川事業、大規模特定砂防等事業、事業間連携砂防等事業や令和3年度創設の特定都市河川浸水被害対策推進事業、まちづくり連携砂防等事業、令和4年度創設の河川メンテナンス事業、砂防メンテナンス事業等の個別補助事業の予算を十分に確保すること。

(4 緊自債、公適債、浚渫債の継続・拡充)

地方が河川管理施設の長寿命化やきめ細かな治水対策を円滑に進めるため、令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」並びに令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」及び「緊急防災・減災事業」の期限を延長すること。

「公共施設等適正管理推進事業（長寿命化事業）」などを含めた地方財政措置制度について、対象事業の更なる拡大や要件緩和などを図ること。

「緊急浚渫推進事業」については、土砂の堆積による機能低下が懸念される海岸保全施設を対象に追加すること。

(5 気候変動を踏まえた「流域治水」の財源確保)

気候変動による水災害リスクの増大を踏まえ、上流・下流や本川・支川のバランスを確保しつつ、流域全体の治水安全度の向上を目指し、流域全体で実施すべき対策を示す「流域治水プロジェクト」を国・都道府県・市町村等の連携により迅速かつ強力に進めるために、必要な財源を確保し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を推進すること。

(6 「流域治水」における施策の定量的な評価手法の構築)

あらゆる関係者が様々な治水対策に取り組むにあたり、効果的・効率的な施策を検討できるよう、その施策の効果の定量的な評価手法の構築等を進めること。

(7 特定都市河川の推進)

特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定を全国へ拡大し、「流域治水」の取組を強力に推進するため、以下の総合的かつ多層的な対策に必要な制度等について積極的に支援・充実を図ること。

(7 (1) 流域水害対策計画作成への財政的・技術的支援)

流域水害対策計画の作成に係る財政的・技術的支援を継続的に行うこと。

(7 (2) 雨水貯留浸透施設整備への財政的支援)

河川整備等のハード対策に加え、雨水貯留浸透施設の整備等に対する財政的支援を充実させること。

(7 (3) 下水道区域以外の雨水排水施設整備・維持管理への財政的支援)

特定都市河川流域における下水道区域以外の雨水排水施設(排水路、ポンプ等)の整備・維持管理に対する財政的支援を行うこと。

(7 (4) 家屋等のかさ上げ・移転制度の拡充と財政的支援)

浸水リスクに晒されている地域において、地域の生活を維持しながら早期かつ効率的に家屋等の浸水被害を防止・軽減するため、家屋等のかさ上げ・移転や浸水対策などの制度について、小規模なものも対象とする等の拡充や財政的支援を行うこと。

(7 (5) 固定資産税等の特例措置の延長・充実)

貯留機能保全区域の指定や民間の雨水貯留浸透施設整備を促進するため、固定資産税や都市計画税の特例措置の延長や制度の充実を図ること。

(7 (6) 雨水浸透阻害行為事務マニュアルの作成)

雨水浸透阻害行為の許可事務等に係る実践的な事務マニュアルを作成するなど積極的な技術的支援を行うこと。

(7 (7) 自治体連携制度の創設)

田んぼダム等の貯留機能を保全する取組に対して流域(特に下流域)の自治体が支援を行うなどの、特定都市河川流域内の自治体連携に関する制度を創設すること。

(7 (8) 制度拡充前の取組に対する支援)

雨水貯留浸透施設の整備に積極的に取り組んでいる都道府県における特定都市河川の指定に向け、これまでの取組と整合が図られるよう支援すること。

(8 直轄管理区間における治水対策の推進)

内水被害軽減のためには、本川水位を低下させることが重要であることから、特に、一級水系においては、直轄管理区間における河川整備や浚渫等の治水対策を推進すること。

(9 自分事化の推進)

地域の安全性の向上や、地域経済の維持・活性化につなげるため、個人や企業・団体が流域治水を自分事化し、流域治水につながる活動が広く展開されて一層進むよう、引き続き、補助金・税制優遇等の財政支援及び手引き・ガイドラインの提供等の技術的支援や、関係者が連携しやすい仕組みづくりを推進すること。

(10 コンパクトなまちづくり施策の推進)

気候変動の影響による降雨量の増加や、超少子高齢化社会への突入を踏まえ、水災害リスクを可能な限り避けたコンパクトなまちづくりの取組に必要な施策をより一層推進すること。

(11 小規模移転に対応した移転制度の拡充)

災害ハザードエリアからの移転の支援について、近年の頻発化・激甚化する災害を踏まえ、災害のおそれのある区域からの移転制度について、既存の制度では対象外となる小規模の移転を可能とする制度の拡充について研究すること。

(12 ソフト施策への支援、デジタル技術を活用した社会の実現、高齢者避難・水防団の支援の仕組みの構築等)

平常時における水災害リスクの認知・意識醸成を促進するための、河川や下水道、海岸における浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定、ハザードマップの作成、命を守る防災教育の促進などに対して、財政面も含めて積極的に支援すること。

土砂災害警戒区域等については、新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」の基礎調査を着実に実施するため、必要な予算を確保するとともに、国庫補助率のかさ上げなど、財政措置を拡充すること。

とるべき、住民の避難行動に応じて、洪水、土砂、高潮に関する情報をわかりやすく再整理するとともに、制度面についての必要な見直し及び技術面についての必要な支援を行うこと。

高潮においては、より精緻な高潮の予測情報を提供するため、沿岸に打ち寄せた波（波のうちあげ高）も考慮した高潮の予測ができるよう支援すること。

また、デジタル技術の活用等により河川等の切迫性のある防災情報をわかりやすく提供し、これらの情報がいつでもどこでもリアルタイムで入手できる社会の実現に向けた取組や、高齢者等の迅速かつ確実な避難や水防団の円滑な活動を支援するための仕組みを構築すること。

(13 洪水予報発表に関する事務の迅速化・効率化への支援)

令和5年5月の気象業務法及び水防法の改正を踏まえ、国から予測水位情報の提供を受け、都道府県管理河川において洪水予報河川の指定を拡大するため、洪水予報発表に関する事務の迅速化・効率化に向けた支援を行うこと。

(14 ワンコイン浸水センサ等の開発、防災情報に関するネットワークの整備)

大雨時、自治体は限られた職員で地域への情報発信や災害対応を行っていることから、ワンコイン浸水センサの実用化など流域の浸水状況を迅速かつ容易に把握できる手法を開発するとともに、浸水状況や河川に関する情報を国、都道府県、市町村等の相互間で共有するための防災情報に関するネットワークの整備を進めること。

(15 内水被害防止対策への支援、排水ポンプの技術革新)

内水被害の軽減や未然防止のため、国は広域的・機動的な危機管理体制を充実させるとともに、排水ポンプ車の増設や配備計画の見直しなど、内水対策を計画的に推進し被害を未然に防止するための支援の取組を強化すること。

また、引き続き、排水ポンプのコスト低減や維持管理・運用の省力化に向けた技術革新を推進すること。

(16 ダム再生事業の推進、事前放流のための施設整備・改良への支援、ダム運用の高度化)

既設ダムを最大限活用するため、ダムのかさ上げや放流能力の増強等による施設改良及び効果的・効率的な堆砂対策のためのダム再生事業を推進するとともに、事前放流を的確に実施するための放流施設の整備・改良やその後の施設の維持管理に対し積極的に支援すること。また、線状降水帯・洪水の予測精度向上等の防災気象情報の高度化やそれを活用したダム運用の高度化を図ること。

(17 インフラメンテナンスの財源確保、補助・交付要件の緩和及び国費率のかさ上げ)

都道府県が管理する、河川、ダム、砂防、海岸及び下水道の老朽化対策を計画的かつ効率的に進めるため、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた重点的かつ集中的に取り組む維持修繕・更新について、必要な予算・財源を継続的・安定的に確保するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げなど、地方への十分な財源措置を講ずる等、積極的に支援すること。

(18 維持管理の高度化・効率化への財政的・技術的支援、DXの推進)

河川管理施設や砂防関係施設の維持管理において、ドローン等を活用した巡視・点検・測量等の状態把握に向けた高度化・効率化などの取組に対し、財政的・技術的な支援を行うとともに、点検レベルを維持・向上しつつ省力化を図り、持続可能なインフラメンテナンスを実現するなど、インフラ分野におけるDXを推進すること。

(19 災害復旧に係る測量・設計費用への補助制度拡充)

再度災害防止対策を迅速に進められるよう、災害復旧全体の迅速化や、災害復旧に係る測量・設計等に要する費用補助制度の拡充を図ること。

(20 改良復旧事業の適用範囲の拡大)

全国各地で頻発化・激甚化する自然災害に対し、再度災害防止の観点から改良復旧事業を適用範囲の拡大などにより積極的に取り入れる等、再度災害防止に資する災害復旧を推進すること。

(21 災害復旧関係事業による砂防堰堤等の緊急除石)

砂防堰堤等が土石流を捕捉した場合には、土砂・流木によって堆砂敷が埋塞し、砂防設備として必要な機能が失われることから、早期に設備の機能を復旧するため災害復旧関係事業による緊急的な除石及び流木の除去を実施できるようにすること。

(22 TEC-FORCE の実績を踏まえた地方整備局等・研究機関の人員や体制の充実・強化)

大規模洪水や南海トラフ巨大地震等からの早期復旧、被害拡大防止を図るためには、専門的知見や経験を有する TEC-FORCE による二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被害状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策など、被災自治体に対する支援が不可欠である。

令和 6 年能登半島地震においては、TEC-FORCE が過去最大規模で派遣され被災地の復旧・復興に大きく貢献したところであるが、発生が切迫している首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生時に、その専門技術力や調整能力を活かし、多様な主体との連携を図りつつ、応急対応や復旧・復興まちづくりも含む幅広い活動を機動的に実施できるよう、地方整備局等・研究機関において必要な人員や体制を引き続き充実・強化すること。

(23 東日本大震災津波からの復興事業への継続支援)

東日本大震災津波の発災から 13 年が経過し、被災地では水門等の海岸保全施設の復興事業が着実に進んでいるが、第 2 期復興・創生期間においても、これらの事業が完了するまでの間、引き続き支援を継続すること

令和6年9月24日

命と生活くらしを守る新国土づくり研究会

会 長	岩手県知事	達増 拓也
副会長	兵庫県知事	齋藤 元彦
副会長	島根県知事	丸山 達也
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	富山県知事	新田 八朗
	福井県知事	杉本 達治
	岐阜県知事	古田 肇
	広島県知事	湯崎 英彦
	徳島県知事	後藤田正純
	福岡県知事	服部誠太郎
	長崎県知事	大石 賢吾
	鹿児島県知事	塩田 康一